
規 則

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第31号

**高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり
条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則（平成20年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護、同条第8項」を「第8条の2第6項」に、「同条第9項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第10項に規定する介護予防短期入所療養介護及び同条第11項」を「同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護及び同条第9項」に、「、同条第14項」を「、同条第12項」に、「並びに健康保険法等」を「、健康保険法等」に、「介護療養型医療施設」を「介護療養型医療施設並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る同条第1項に規定する介護予防サービス事業を行う施設等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。